34　施行令第二十七条の四第二十七項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨
三　当該試験研究の実施期間
四　当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地
五　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨
六　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
第二十条第二十二項中「第二十七条の四第十八項第九号ロ」を「第二十七条の四第二十七項第十号ロ」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十一項中「第二十七条の四第十八項第九号イ」を「第二十七条の四第二十七項第十号イ」に、「第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費」を「第四十二条の四第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十項中「第二十七条の四第十八項第九号」を「第二十七条の四第二十七項第九号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。
30　施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法
第二十条第十九項を削り、同条第十八項中「第二十七条の四第十八項第八号に規定する」を「第二十七条の四第二十七項第九号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第八号に掲げる」を「当該」に改め、「（次号及び次項において「試験研究」という。）」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第十七項中「第二十七条の四第十八項第八号に規定する」を「第二十七条の四第二十七項第九号に規定する機関として」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十六項中「第二十七条の四第十八項第七号に規定する」を「第二十七条の四第二十七項第八号に規定する」に、「事項と」を「事項（当該法人が法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）と」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第七号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二　当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）
第二十条第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項中「第二十七条の四第十八項第五号に規定する」を「第二十七条の四第二十七項第六号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第五号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「第二十七条の四第十八項第四号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第五号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第四号」を「第二十七条の四第二十七項第五号」に、「第二十七項第三号」を「第三十八項第四号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項中「第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第三号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第二十七条の四第二十七項第四号」を「第二十七条の四第二十八項第五号」に、「第三十八項第四号」を「第三十九項第五号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二十七条の四第二十八項第四号」に、「第三十八項第三号」を「第三十九項第四号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十一項中「第二十七条の四第十八項第二号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第二十七条の四第二十七項第二号」を「第二十七条の四第二十八項第三号」に、「第三十八項第二号」を「第三十九項第三号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十項中「第二十七条の四第十八項第一号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第一号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第二十七条の四第二十七項第一号」を「第二十七条の四第二十八項第二号」に、「第三十八項第一号」を「第三十九項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第九項中「第二十七条の四第十八項第一号イ」を「第二十七条の四第二十七項第一号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第八項中「第二十七条の四第十八項第一号ロ」を「第二十七条の四第二十七項第一号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第七項中「第二十七条の四第十八項第一号」を「第二十七条の四第二十七項第一号」に、「以下この条」を「第三十三項第三号及び第三十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の三項を加える。
21　施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。
一　研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
二　国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第六号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第五号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。）　当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
三　公立大学成果活用促進事業者（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人から同法第二十一条第二号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学成果活用促進事業者に限る。）　当該公立大学成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該公立大学法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し
22　施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。
一　国立大学法人法施行令第三条第一号に掲げる事業として行う研究開発
二　地方独立行政法人法施行令第四条第二号ロに掲げる研究開発
23　施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究が施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第三十四項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨